野磨駅家跡の発掘調査成果

昨年7月の第1回現地説明会以降、1年間の発掘成果を、町教育委員会が6月12日(土)に現地説明しました。

上郡町教育委員会は、落地に所在する奈良時代後半（8世紀後半）から平安時代後半（11世紀末）にかけて機能した野磨駅家跡において「全国で初めて駅家の中枢施設である駅館院の建物配置や範囲が明らかになった」と発表しました。

教育委員会では、平成14年度から16年度にかけての3カ年計画で調査を実施しており、昨年度までの調査で、正殿跡と西門跡、北側の築地塀・西側の築地塀が発見され、この遺跡が野磨駅家跡であることが確定されました。その後さらに調査を行い、正殿の南に位置する中央建物と、北東脇殿、南東脇殿、南門、南側築地塀、東側築地塀、山陽道からの進入路などを発見することができました。

中央建物は、正殿の南側に位置しており、桁行（建物の間口）18m、梁行（奥行）13・2mの東西に長い建物であることがわかりました。一つの建物である可能性もあるのですが、南北の柱間寸法が変則であるため、南北に隣接した2棟の建物であった可能性もあります。

北東脇殿は、正殿の東側に位置しています。桁行18m、梁行6mの南北に長い建物で、建物内部を仕切って部屋を分けていることがわかりました。南東脇殿は、中央建物の南東に位置しています。建物全体の規模は不明ですが、梁行9mの東西両側に廂の付く南北棟の建物と考えられます。

南門と南側築地塀は、後世の掘削などにより上面は削られて残っていませんでしたが、約3・8mの基底部が残っており、その北側と南側には瓦が厚く堆積していました。南門はおそらく棟門のような構造と考えられ、格式が高い八脚門である西門が正門となり、南門は形式上置かれたものと考えられます。

東側築地塀は、非常に残りが良く、築地塀本体が高さ約1mほど残っていました。東側に溝をつくり、その西側に盛土してつくられていることがわかりました。また駅館院内部にあたる築地塀西側では、直径10cmほどの小さな円礫で舗装していることがわかりました。

西門の西側で、山陽道から西門へと続く進入路跡を検出しました。道路跡は盛土により造成され、南西方向に斜行して山陽道とつながる様子で、地形を利用して道路を造成したものと考えられます。

これらの調査の結果、野磨駅家の中枢施設である駅館院は、東西約68m・南北約94mの築地塀で囲まれた内部に、瓦葺きで白壁、赤塗りの柱をもつ6棟の建物が計画的に配置された、壮麗な施設であることがわかりました。

この遺跡の周辺には、古代山陽道や駅家に付随する倉庫、駅家で働いていた人々の住居など、関連する遺跡も残されている可能性が高く、それらを含めた駅家の全体像が判明する可能性の高ある非常に重要な遺跡として、全国から注目を集めています。今後は、町民の皆さんはもとより、国民の財産として末永く後世に残していく必要があるといえるでしょう。

約500人の歴史ファンを集めた現地説明会

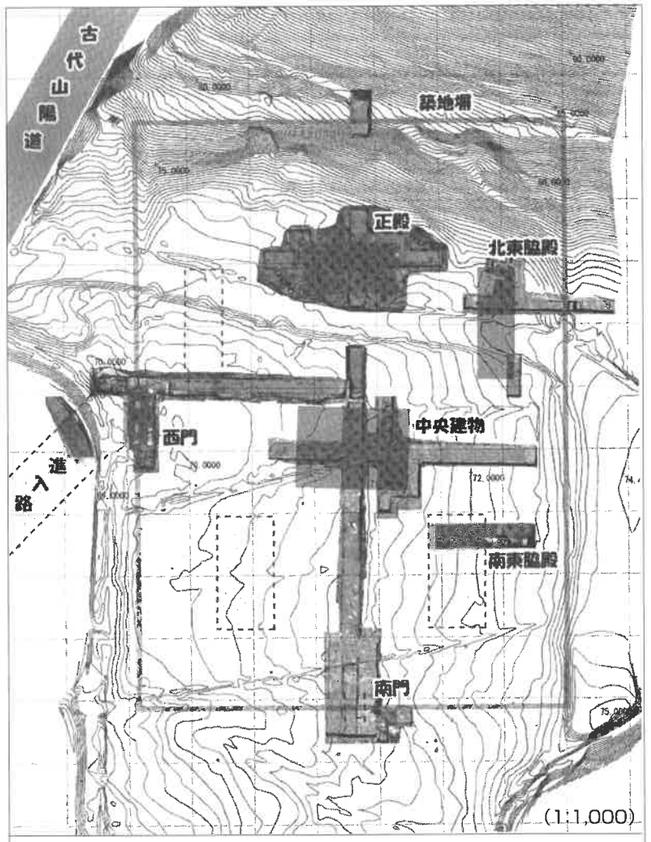

野磨駅家の建物配置（現地説明会資料より）

●落地遺跡についてのお問い合わせは
上郡町教育委員会　文化財係☎52－2912まで

町長からの手紙 ⑰

―辞職勧告決議―

安則眞一

▶消防操法競技大会にて

新聞でも報道されましたが、6月定例議会最終日の6月21日に、私に対しての辞職勧告決議案が提出され、9名の賛成で可決されました。

法的な拘束力は持たない決議ですが、そのことについて一言述べさせていただきます。

この背景には、私と議会との合併に対する方向性の議論がかみ合わず、今日まで対立構造が解消されていないことに起因していると思っています。

昨年10月に、相生市・赤穂市の協議会設置請求に対して「赤穂市と協議を進めるべきでないか」と提案した設置議案について2つの協議会が設置され、今年4月には住民の直接請求による住民投票条例を制定する議案が否決となり、同時に赤穂市との合併協議会から離脱する決議がなされました。

また、5月には、相生市・上郡町・三日月町（1市2町）の合併協議会設置についても、2つの協議会がある現状では設置は見合わせる考えでしたが可決されています。

合併問題を巡るこのような経過で議会の理解を得られず、辞職勧告決議がなされたことは非常に残念であります。

しかしながら、私の出処進退については、現時点で行政の業務遂行に空白を作ること自体が問題であると判断し、引き続き町民の民意を反映する町民主導の行政を目指して、努力を続ける覚悟でおります。

＊先月号の「町長からの手紙」中、合併調査検討特別委員会で否決とした付託案件が、本会議で可決されたことについて「議会としての機能を果たしていない状況と判断されても仕方が無い」と記述したことで、「議会が間違っていると誤解を招く」との指摘がありました。

議会において、付託委員会の決定は本議会の議決を大きく左右します。

委員会に付託された審議については、独自の立場で審査を行う「委員会審査独立の原則」があり、委員会の決定と本会議の議決が相反する結果となること、また委員会と本会議で議員が態度を変更することは有り得ることで、法律上問題はないとされています。

このようなことが繰り返されることには警鐘が鳴らされていますが、指摘された文言表現が適切でなかったことについて、お詫びします。

8月の『町長との雑談タイム』

町民の皆さん、町長とお茶を飲みながら雑談してみませんか。なお、業者による営業活動はお断りします。(要予約・先着順)

■日時：8月11日(水)
10時～15時
■場所：役場3階応接室
■お問い合わせ・予約先：
役場企画管理課　総務係
☎52－1111(内線332)

※都合により日程を変更することがありますがご了承ください。